

第六十三回 参議院商工委員会會議錄第二号

昭和四十五年二月十九日(木曜日)
午前十時十分開会

委員の異動

一月十四日

辞任

近藤 信一君

補欠選任

永岡 光治君

二月五日

辞任

永岡 光治君

補欠選任

鈴木 強君

二月十三日

辞任

鈴木 強君

補欠選任

林 虎雄君

二月十四日

辞任

瓜生 清君

補欠選任

田淵 哲也君

土屋 義彦君

内田 芳郎君

峯山 昭範君

二月十七日

辞任

大谷 賛雄君

補欠選任

近藤英一郎君

委員長の異動

二月十四日八木一郎君委員長辞任につき、その補欠として村上春蔵君を議院において委員長に選任した。

出席者は左のとおり。

委員長 村上 春蔵君
理事 大谷 賛之助君
近藤英一郎君
竹田 現照君

委員

赤岡 文三君	井川 伊平君	植木 光教君	八木 一郎君	山本 敬三郎君	大矢 正君	小柳 勇君	林 虎雄君	矢追 秀彦君	田淵 哲也君	須藤 五郎君	内田 芳郎君	高橋 淑郎君	菊地 拓君
通商産業政務次官	通商産業大臣官房長	事務局側	常任委員会専門員	政府委員	通商産業政務次官	通商産業大臣官房長	事務局側	常任委員会専門員	政府委員	通商産業政務次官	通商産業大臣官房長	事務局側	常任委員会専門員

本日の會議に付した案件
○理事の辞任及び補欠選任の件
○派遣委員の報告

○委員長(村上春蔵君) ただいまから商工委員会を開会いたします。
この際、一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

このたび、私、商工委員長に選任され、責任の重きを痛感しております。委員の皆さま方の御協力を賜わりましてその任務を全うしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○委員長(村上春蔵君) 八木前委員長から発言の申し出がございます。これを許します。八木君。
○八木一郎君 お許しを得て退任のごあいさつを申し上げます。
一年間ではありましたが、非常に皆さま方の御協力をいただきまして、任期一ぱいにとごうりなきを得まして、まことに感謝のきわみであります。

在任中に問題になってまいりました組織の問題をはじめ、当面、委員の一人として当委員会に参加し、引き続きお世話になりたいという気持ちで一ぱいでございます。よろしく御鞭撻をお願いいたします。
ありがとうございます。(拍手)

○委員長(村上春蔵君) この際、委員の異動について報告いたします。
一月十四日、近藤信一君が委員を辞任され、その補欠として永岡光治君が選任されました。
二月五日、永岡光治君が辞任、その補欠として鈴木強君。

二月十三日、瓜生清君、鈴木強君が辞任、その補欠として田淵哲也君、林虎雄君。
二月十四日、土屋義彦君、内田芳郎君、峯山昭範君が辞任、その補欠として平泉渉君、植木光教君、浅井亨君。

二月十七日、大谷賛雄君が辞任、その補欠として近藤英一郎君がそれぞれ選任されました。

○委員長(村上春蔵君) 内田通商産業政務次官から発言を求められております。これを許します。内田政務次官。

○政府委員(内田芳郎君) ごあいさつの機会をいただきました。ありがとうございます。御承知のとおり、先般の内閣改造後、一月二十日に政

務次官を拝命いたしました。どうか委員皆さま方の御指導、御協力をお願いいたします。加えまして、これからの当委員会に何とぞ御協力のほどを切にお願いをいたしまして、ごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○委員長(村上春蔵君) この際、おはかりをいたします。
鈴木君並びに大矢君から、都合により理事を辞任したい旨の申し出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(村上春蔵君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
なお、委員の異動に伴い、すでに理事が一名欠けておりますので、現在、理事の欠員は三名でございます。

つきましては、直ちにその補欠選任を行ないたいと存じます。
選任は、投票の方法によらないで、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(村上春蔵君) 御異議ないと認め、さうしては理事に大谷賛之助君、近藤英一郎君、竹田現照君を指名いたします。(拍手)

○委員長(村上春蔵君) 次に、派遣委員の報告を議題といたします。
本委員会は二月二日より四日間、現地調査のため委員派遣を行いました。その報告につきましては、これを會議録の末尾に掲載することとしたと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(村上善藏君) 御異議ないと認め、さよう取りはからいます。

本日はこれにて散会いたします。
午前十時十四分散会

派遣委員報告書(第一班)

派遣委員 八木 一郎
阿貝 根 登
峯山 昭範
須藤 五郎
山本啓三郎

現地参加委員 山本啓三郎

派遣期間

自昭和四十五年二月二日
至昭和四十五年二月五日
(四日間)

視察箇所

鈴木自動車工業株式会社磐田工場
東洋紡績株式会社浜松工場
日本陶器株式会社本社工場
トヨタ自動車工業株式会社元町工場
上郷工場
豊田市鉄工団地協同組合
東レ株式会社名古屋工場
同 愛知工場
中部電力株式会社四日市火力発電所
日本板硝子株式会社四日市工場
昭和四日市石油株式会社四日市製油所
鐘淵紡績株式会社鈴鹿工場

今回静岡県、愛知県及び三重県における電力、自動車、繊維工業等の実情調査のため視察を行ったので、その概要について報告する。

まず自動車工業についてであるが、鈴木自動車工業株式会社の工場は、昭和四十二年七月に操業した最新設備をはこる工場で、敷地三十三万平方メートル、建物六万八千平方メートル、総工費は約六十五億円を要している。現在従業員は二、一六〇名で二時間の残業を行なう軽四輪(乗用車、商用車)月産一万五千台、軽四輪エンジン二万二千台を生産

している。ちなみに軽四輪車メーカー別の登録実績をみると、当社のシェアは、昭和四十二年の一四・二%から四十三年の一七・八%、四十四年の二一・四%と向上している。

なお自動車工業の再編成問題に対しては、当社としては最近における販売競争の激化あるいは自由化の問題をひかえているとはいえず、独自の行き方でも悩むところであった。

トヨタ自動車工業株式会社はいまでもなくわが国のトップメーカーであり、上郷工場は昭和四十年に操業、敷地八十六万平方メートル、建物二十九万平方メートル、現在、エンジンおよびトランスミッションを製造している。当工場では鋳造から機械加工、エンジン組付まで最新鋭の設備と画期的な管理方式を導入しており、世界有数のオートメーション工場となっている。

なお自動車工業でも労働力不足は深刻なものがあり、自由化に対処して生産規模を上げるには「工場の人文化」を実施するより他に道がないとの説明があった。

豊田市鉄工団地は昭和三十六年度に通商産業省より指定されたわが国の最初の中小企業団地で、現在組合員数は二十企業である。団地造成費用は約二十二億円、そのうち中小企業近代化資金等助成法による国からの融資が二億一千万円、豊田市の補助金が六千万円で、現在、共同事業として給水事業、金融事業、教養文化施設、共同寄宿舍、共同浴場の設置、給油事業等を行なっている。なお、団地化による効果としては、次の事項があげられる。

- 1、公害からの解放
- 2、生産能力の増大
- 3、対外的信用の増大
- 4、労働者の採用が容易になった
- 5、労働者の定着化
- 6、取引先が開発された
- 7、取引条件が改善された
- 8、需要が安定した
- 9、組合員間における情報交換の場がもたれ、企

業の分析に大きな利益がもたらされた。

次に、繊維工業についてであるが、東洋紡績株式会社の浜松工場は、大正九年の操業で、敷地十六万平方メートル、建物六万七千平方メートルであり、当工場の特色として次の事があげられる。その一つは、第一工場における混綿カードの連結、新型練糸粗紡機、自動玉揚装置等最新鋭設備による二十四時間連続操業。他の一つは、第三工場における世界最初の自動連続紡績設備による二十四時間操業である。なお、自動連続紡績設備の導入によって三分の一の省力化ができたとの説明があった。

東レ株式会社名古屋工場は昭和二十六年に操業したわが国最初のナイロン工場で敷地三十七万四千平方メートル、建物十七万八千平方メートル、従業員二、九八〇名で、現在の生産設備は、ラクタム(日産二七〇トン)、ナイロンステープル(日産二四トン)、ナイロン成形用チップ(月産四五〇トン)、ABS樹脂(月産七五〇トン)である。ナイロンの中間原料であるラクタムの生産に威力を発揮している当工場の光反応設備は、東レが開発した画期的な世界的水準の設備である。

なお、日本繊維産業連盟より、当面している日米繊維問題について次の主旨の陳情があった。
一、繊維問題はガットの規定に則って解決すべきである。
一、包括的規制が必要であるという米国の論拠は認められない。
一、多国間交渉によって解決をはかるべきである。

最後に四日市のコンビナートについてであるが、四日市のコンビナートはいまでもなく石油を中心とするわが国多数のコンビナートであるが、最近においては公害問題が大きくクローズアップされている。中部電力株式会社の四日市火力発電所、ならびに昭和四日市石油株式会社の四日市製油所は、いずれもこのコンビナートの中心をなす企業であり、公害の防止には非常に注意している。その一例として四日市発電所では、約十一億円の費用をかけて乾式脱硫装置の試験を行なっている。

る。この装置は工業技術院にて進めている大型プロジェクトの一つであり、活性酸化マンガン法による脱硫装置で、昭和四十一年度から中部電力株式会社の三菱重工業株式会社の共同研究により、昨年三月に完成したもので、この装置の効果として九五%の脱硫が可能である。

また四日市製油所では公害防止のため、ばい煙防止として硫黄分を含まないガス、低硫黄重油の自家使用、高層煙突による地上濃度の希薄化、脱硫装置による低硫黄重油の製造、硫黄回収装置の稼働を、また排水浄化として高効率油分回収装置の採用、冷水塔、空気冷却器による排水量の抑制等を行なっている。ちなみに当製油所では今までに公害防止のために約六十六億円を投下し、更に今後百億円を投じて公害防止にあたる計画である。

なお、東京通商産業局長から浜松地区の織物、楽器、自動車、中小企業ならびに商業の概況について、また名古屋通商産業局長からは名古屋通産局の概要と管内の経済概要について、それぞれ説明を受けた。

派遣委員報告(第二班)

派遣委員 川上 為治
竹田 現照
瓜生 清

派遣期間

自昭和四十五年二月二日
至昭和四十五年二月五日
(四日間)

視察箇所

八幡製鉄株式会社・堺製鉄所
関西電力株式会社・堺港発電所
播磨の繊維工業と共同施設
三菱電機株式会社・北伊丹製作所
松下電器産業株式会社・茨木工場
ユニチカ株式会社・宇治工場
今回は、鉄鋼、電力、繊維、電機製品等を中心に関西地方の産業事情を調査することになった。まず、大阪通商産業局当局より、管内の中小企

業の現状、繊維工業、産業公害、流通近代化等の問題と併せて開幕を間近に控えた日本万国博覧会の開催準備の進捗状況について説明を受けた後、関係工場等を順次視察した。

以下、視察先の概要を簡単に報告する。

一、八幡製鉄株式会社・堺製鉄所

堺製鉄所は、新鋭の製鉄所として、昭和三十六年に発足、まず、大形工場、ホット・ストリップ工場が操業し、四十年六月の第一高炉、転炉工場の操業開始により、鉄鋼一貫の製鉄所となり、さらに四十二年七月に第二高炉が完成し、粗鋼年産四五〇万トン体制を確立した。

この製鉄所は、堺・泉北臨海工業地帯に建設されており、大阪湾に面し、世界各地との原材料、製品の輸出入に便利であり、また、背後に阪神工業地帯をはじめ多くの需要産業を控え、立地条件に恵まれている。製鉄原材料の大部分を海外に求める関係上、鉱石岸壁は、水深、一四・五メートルで七・八万トン級の大型鉱石専用船が接岸できる港務施設を備えているが、今後、さらに、船舶の大型化に伴い、大量輸送に備え、港務設備の拡充が計画されている。

二、関西電力株式会社・堺港発電所

堺港発電所は、主に堺・泉北臨海工業地帯の電力需要をまかなうために建設されたもので、三十九年に第一号機が運転を開始、現在、第六号機（各号とも出力二五万K・W）まで運転されており、総出力一五〇万K・Wの重油専焼火力で、さらに、第七、八号機も建設中であり、全部竣工の際には、発電設備、二〇〇万K・Wの大容量発電所となる。

堺発電所の公害防止対策としては、硫黄分の低い重油を使用するとともに、排煙の拡散効果を高めるため、第一号機―四号機は高さ一五〇メートル、第五号機―八号機は高さ一八〇メートルの集合形の超高煙突を採用し、また機械式集じん器を設置し公害防止に万全を期している。排煙脱硫についても、近く、この発電所に活性炭法によるテスト・プラントを設置して研究することになっている。

経済の発展に伴って、最近における電力需要の伸びは著しく、この急増する電力需要に対処するための電源開発が必要であるが、公害問題等のため、用地の確保が困難となり、電力供給上憂慮すべき問題さえ投げかけている状況からしても関係者は公害防止対策に腐心している。

三、播州の繊維工業（播州織）と共同施設

兵庫県西脇市を中心とする産地で生産されている播州織は、古い歴史を持つている織物で、先染糸で織るところに特徴があり、従来は綿スフ織物一本の生産であったが、数年前から素材の転換を図り、現在では化合織が中心となつてきており、その代表的な製品は輸出向ギンガムである。

織物業者数一、三八〇、織機台数二六、六五五、従業員数一五、三四九名で、一企業当りの平均従業員数一二名、織機台数一九台で、比較的規模の小さい業者で産地を形成している。生産高は年産約三億平方メートルに達し、そのうち九〇％はアメリカをはじめ、世界各国へ輸出している。

貿易自由化、資本自由化の進展による先進諸国との競争、あるいは、発展途上国の追い上げ等で中小企業は厳しい環境の中にあるが、殆んど中小企業により生産されている播州織も産地の対応策として国際競争力を強化するため、産地ぐるみの構造改善に去る四十二年から五ヶ年計画を樹て真剣に取り組んでいる。

構造改善事業は、構造改善工業組合を設立して、織物業について実施中であり、四十一年度の織機台数二六、九七一台を将来（四十六年度までに）二〇、七〇七台に縮小（二三・三％減）し、古い織機に代えて新鋭織機を多くしようとしている。また、地区ごとに、協業化、合併等

によるグループ化を促進して、企業数の減少（四十六年度一、一〇二企業）にしようとする。要するに、構造改善事業は、新鋭織機の導入により設備の近代化、企業の集約化、製品の高級化、取引の改善等を狙いとしているもので、これにより、生産数量、生産金額及び輸出金額を伸ばそうとするものである。全体の所要資金は五ヶ年間で、一三五・七億円（うちビルド資金は八八・七億円）である。

構造改善事業の一環として、組合の共同加工場を旧加工場に替えて、新築、移転し、昨年から操業を開始している。織物の加工技術の高度化に対処して、高速連続式シルケット加工機、高速樹脂加工機、サンフオライズ加工機等の新鋭機を採用し、その加工能力も向上した。

なお、西脇市で県、市、織物関係団体と懇談したが、その際要望のあった点は次の通り。

(1) 米国の輸入規制は、その対象が合繊織物であるだけ、その産地である播州の合繊ギンガムに直接影響を及ぼすものであり、業者の受ける打撃は大きく、産地を代表する製品だけに、地域社会全体にとっても重大な問題であるから、規制反対の支援をしてほしい。

(2) 播州織の構造改善事業は四十二年度から取り組んできたが、先染織物（少量、多様）の特性に対応する設備の開発の遅れ等の理由から達成率が低く、限定の年度内（四十六年度）に全体計画を達成することはむづかしい。四十二年度から四十四年度までの達成率は三五・四％で四十五、六年度に六四・六％を残すことになるが、四十六年度の予算の経過からみても、四十六年度に残計画全部を達成することとは不可能とみられる。従って、四十六年度をもつて本事業が打ち切られるときは、相当数が計画未達のまま残り、鋭意取り組んできた産地構造改善事業の効果を失うことになるので、引き続き継続実施し、適切な予算措置を講じてほしい。

四、ユニチカ株式会社・宇治工場

ユニチカ株式会社は、繊維産業の企業規模の拡大と国際競争力を強化するため、日本レイヨン（株）とニチボウ（株）が合併して、昨年設立された化合織、天然繊維部門を有する会社である。宇治工場は、旧日本レイヨンの工場で、ナイロン年間約五万トン、レイヨン年間約八、五〇〇トンの生産能力を持つ工場である。生産の約三〇％は輸出に向けており、現在、内需、輸出とも順調である。

米国の輸入規制問題については、繊維業界にとつて重大事であり、対米繊維交渉の如何では、わが国の輸出の伸長に大きな影響があるから、業界が納得する案で解決してほしいとの要望があった。

五、三菱電機株式会社・北伊丹製作所

北伊丹製作所は、トランジスタ、ダイオード、集積回路等の電子部品を生産している。特に、集積回路はアメリカの宇宙開発技術の背景として生まれてきた新技術の電子部品で、僅か二・三mm毎のシルコン細片に数多くの部品から配線までを一貫して組みこんでいる。①多量生産方法が採れる②接続点の数が少ないため、信頼性が高い③軽量で、超小型化できる④電子機器の制作上使い易い、こと等を特徴としており、大型電子計算機、電子式卓上計算機をはじめ計測器、ラジオ、自動制御機器等多岐にわたって電子機器に使用されている。今後、さらに、集積回路の需要は増大することであろう。

六、松下電器産業株式会社・茨木工場

茨木工場は、高級耐久消費材の普及に伴い、カラーテレビ等に対する需要が根強いものがあり、それを反映して、昨年春頃までは白黒テレビを主体に生産していたのを、夏頃からカラーテレビの生産に切替え、量産できる体制を整えている。

現在、松下電器産業（株）として、カラー・テレビの生産台数は、月産三〇万〜三三万台であるが、そのうち七万台は茨木工場で生産している。カラー・テレビの需要は伸びる一方であ

第十五条第一項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に、「第八条第三項」を「第八条第四項に改め、「供給区域」の下に「若しくは供給地点」を加え、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、「供給区域の一部」の下に又は供給地点を加え、「ガス事業」を「一般ガス事業に、「行点」を加え、

事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

二 ガスの供給を受ける一般ガス事業者のガスの料金その他の供給条件を適正にするものであること。

第二十三条第一項中「ガス事業者」を「一般ガ

4 通商産業大臣は、ガスの供給計画の変更が公共の利益の増進を図るため特に必要であると認めるときは、一般ガス事業者に対し、そのガスの供給計画を変更すべきことを勧告することができる。

5 通商産業大臣は、一般ガス事業者がそのガス

「第五章 保安」を削り、第二十八条の前に次の
 節名、一款及び款名を加える。

第四節 ガス工作物

第一款 工事計画及び検査

（工事計画）

第二十七條の二 一般ガス事業者は、一般ガス事業の用に供するガス工作物の設置又は変更の工事であつて、通商産業省令で定めるものをしよとするとときは、その工事の計画について通商産業大臣の認可を受けなければならない。ただ、ガス工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事とするときは、この限りでない。

一般ガス事業者は、前項の認可を受けた工事の計画を変更しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、その変更が通商産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 通商産業大臣は、前二項の認可の申請に係る工事の計画が次の各号に適合していると認めるときは、前三項の認可をしなければならない。

一 第三条又は第八条第一項の許可を受けたところ（同項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）によるものであること。

二 そのガス工作物が第二十八条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないものでないこと。

三 そのガス工作物がガスの円滑な供給を確保するため技術上適切なものであること。

4 一般ガス事業者は、第一項ただし書の場合
は、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を通商
産業大臣に届け出なければならない。

一般ガス事業者は、第二項ただし書の場合
は、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、
その変更した工事の計画を通商産業大臣に届け

出なければならぬ。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

第二十七条の三 一般ガス事業者は、通商産業省

令で定める場合を除き、一般ガス事業の用に供するガス工作物の設置又は変更の工事であつ

て、前条第一項の通商産業省令で定めるもの以外のものでしようとするときは、工事の開始の日（の三十日前までに、その工事の計画を通商産業大臣に届け出なければならぬ。その工事の計画の変更（通商産業省令で定める軽微なものを除く。）をしようとするときも、同様とする。）通商産業大臣は、前項の規定による届出のあった工事の計画が前条第三項各号の規定に適合していないと認めるときは、一般ガス事業者に対し、その工事の開始前に限り、その工事の計画を変更し、又は廃止すべきことを命ずることができる。

〔使用前検査〕

第二十七條の四 第二十七條の二第一項又は第二項の認可を受けて設置又は変更の工事をするガスの工作物は、その工事について通商産業省令で定める工事の工程ごとに通商産業大臣が行なう

検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

前項の検査においては、そのガス工作物が次の各号に適合しているときは、合格とする。

一 その工事が第二十七条の二第一項又は第二

項の認可を受けた工事の計画（同項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む）に従つて行なわれたものであること

二 第二十八条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないものであること。

第二十七条の五 通商産業大臣は、前条第一項に規定するガス工作物について同項の検査を行なつた場合においてやむを得ない必要があると認め

めるときは、期間及び使用の方法を定めて、そのガス工作物を仮合格とすることができる。

前項の規定により仮合格とされたガス工作物

は、前条第一項の規定にかかわらず、前項の規定により定められた期間内は、同項の規定により定められた方法により使用することを妨げない。

40

〔定期検査〕
第二十七条の六 一般ガス事業者は、一般ガス事業の用に供するガス工作物であつて通商産業省令で定めるものについては、通商産業省令で定める時期ごとに、通商産業大臣が行なう検査を受けなければならない。

第二款 保安

第二十条の見出し中「維持」を「維持等」に改め、同条第一項中「ガス事業者は、」を「一般ガス事業者は、一般ガス事業の用に供する」に、「保安」を「技術上」に改め、同条第二項中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改め、

は、「の下に」「一般ガス事業の用に供する」を、
則項の「の下に」「通商産業省令で定める」を加え、
保安上」を「技術上」に、「ガス事業者」を「一般ガ

事業者」に、「又は移転すべきことを命ずる」を若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限する」に

め、同条に次の一項を加える。

通商産業大臣は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認める

ときは、一般ガス事業者に対し、そのガス工作物を移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、若しくはその使用を制限し、又

はそのガス工作物内におけるガスを廃棄すべきことを命ずることができる。

改める。
第三十条の前の見出し及び同条を次のように改める。

三、三十条 一般ガス事業者は、一般ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関

する保安を確保するため、通商産業省令で定めるところにより、保安規程を定め、事業の開始前に、通商産業大臣に届け出なければならない。

一般ガス事業者は、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を通商産業大臣に

届け出なければならない。

通商産業大臣は、一般ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため必要があると認めるときは、一般ガス事業者に対し、保安規程を変更すべきことを命ずることができる。

一般ガス事業者及びその従業者は、保安規程を守らなければならない。

第三十一条を削り、第三十

事業者は、事業場（通商産業省令で定める範囲のものに限る。）ごとに、通商産業省令で定める区分に従い」を「一般ガス事業者は、通商産業省令で

に「ガスの製造及び供給の定るところにより」に、「ガスの製造及び供給の事業に關して」を「一般ガス事業の用に供するガスの工作物の工事、維持及び運用に關する」に改

い、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同条を第三十一条とする。

第三十三条第一項中「及び乙種ガス主任技術者

免状」を、乙種ガス主任技術者免状及び丙種ガス技術者免状」に改め、同条第二項中「ガスの製造及び供給の作業」を「ガス工作物の工事、維持

に改め、同項第一号中「ガスの製造及び供給の作業に関する」を「実務の」に改め、同項第二号中

十五年以上ガスの製造及び供給の作業に従事し、
 次者であつて、「を削り」「もの」を「者」に改め、
 同条第四項中「左の」を「次の」に、「行わない」を

行なわない」に改め、同項第二号中「又はこの法律に基く命令の規定を、若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基づく処分」に、「終り」を「終

「若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに」に改め、同条を第三十二条とする。

第三十四条中「又はこの法律に基く命令の規定」

第三十五条第一項中「ガスの製造及び供給の作業の」を「ガス工作物の工事、維持及び運用に關する」に改め、同条を第三十三条とする。

る」に、「行う」を「行なう」に改め、同条第二項「行う」を「行なう」に改め、同条を第三十四条と

する。

第三十五条の二第二項中「ガスの製造及び供給の作業の」を「ガス工作物の工事、維持及び運用に關する」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十六条第一項中「行わなければならない」を「行なわなければならない」に改め、同条第二項中「ガスの製造又は供給の作業」を「一般ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持又は運用」に改める。

第三十七条中「基く」を「基づく」に、「行なせる」を「行なわせる」に、「ガスの製造及び供給の作業の」を「一般ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に關する」に、「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同条の次に次の一章及び章名を加える。

第三章 簡易ガス事業

(事業の許可)

第三十七条の二 簡易ガス事業を営もうとする者は、供給地点群ごとに、通商産業局長の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第三十七条の三 前条の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業局長に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

二 供給地点及びその数

三 ガス工作物のうち特定ガス発生設備及び通商産業省令で定めるその附属設備(以下「特定ガス工作物」という。)の位置、構造及び能力別の数

2 前項の申請書には、供給地点の図面その他通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

(許可の基準)

第三十七条の四 通商産業局長は、第三十七条の二の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 その簡易ガス事業の開始が一般の需要に適合すること。

二 その簡易ガス事業の特定ガス発生設備の能力がその供給地点におけるガスの需要に應ずることができものであること。

三 その供給地点が一般ガス事業者の供給区域内にあるものにあつては、その簡易ガス事業の開始によつてその一般ガス事業者の事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある地域についてその一般ガス事業者の適切かつ確実なガスの供給計画がある場合には、その簡易ガス事業の開始により、当該地域におけるガスの使用者の当該供給計画の実施によつて受けるべき利益が阻害されないこと。

四 その簡易ガス事業の開始によつてその供給地点についてガス工作物が著しく過剰とならないこと。

五 その簡易ガス事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

六 その簡易ガス事業の特定ガス工作物が第三十七条の七第一項において準用する第二十八条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないものでないこと。

七 その簡易ガス事業の計画の実施が確実であること。

八 その簡易ガス事業の開始が公益上必要であり、かつ、適切であること。

2 通商産業局長は、第三十七条の二の規定による処分であつて一般ガス事業者の供給区域に係るものをする場合は、前項第三号又は第四号の規定の適用(同号の規定の適用にあつては、一般ガス事業と簡易ガス事業との間における事業活動の調整を要する場合に限る。)について地方ガス事業調整協議会の意見をきかなければならない。

(許可証)
第三十七条の五 通商産業局長は、簡易ガス事業の許可をしたときは、許可証を交付する。

2 許可証には、次の事項を記載しなければならない。

一 許可の年月日及び許可の番号

二 氏名又は名称及び住所

三 供給地点及びその数

四 特定ガス工作物の位置、構造及び能力別の数

(供給義務)

第三十七条の六 簡易ガス事業者は、正当な事由がなければ、何人に対しても、その供給地点におけるガスの供給を拒んではならない。

2 簡易ガス事業者は、この法律又は他の法律の規定による許可を受け、その許可を受けたところによつてする場合を除き、その供給地点以外の地点において、一般の需要に応じ導管によりガスを供給してはならない。

(準用)
第三十七条の七 第七条から第十一条まで、第三十条から第十五条まで、第十七条から第二十一条まで、第二十五条の三、第二十六条、第二十八条、第三十一条及び第三十七条の規定は、簡易ガス事業者に準用する。この場合において、これらの規定中「通商産業大臣」とあるのは「通商産業局長」と、第八条第三項及び第十条第三項中「第五条」とあるのは「第三十七条の四」と読み替へるものとする。

2 第二十七条の四の規定は、簡易ガス事業の用に供する特定ガス工作物に準用する。この場合において、同条第一項中「通商産業大臣」とあるのは「通商産業局長」と、同条第二項第一号中「第二十七条の二第一項又は第二項の認可を受けた工事の計画(同項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。)」とあるのは「第三十七条の二又は第三十七条の七第一項において準用する第八条第一項の許可を受けたところ(第三十七条の七第一項において準用する第八条第一項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。)」と読解するものとす。

3 第三十条及び第三十六条第二項の規定は、簡易ガス事業者に準用する。この場合において、第三十条中「通商産業大臣」とあるのは、「通商産業局長」と読み替へるものとする。

第四章 ガス事業以外のガスの供給等の事業
第三十八条を次のように改める。

(準用)
第三十八条 第二十七条の三、第二十八条第一項及び第二項、第三十一条、第三十六条第二項並びに第三十七条の規定は、政令で定めるところにより、ガスを供給する事業(ガス事業を除く。)又は自ら製造したガスを使用する事業(これらの事業について鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)、高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四十九号)以下「液化石油ガス法」という。)の適用を受ける場合にあつては、これらの法律の適用を受ける範囲に属するものを除く。)を行なう者(以下「準用事業者」という。)に準用する。この場合において、第二十七条の三第一項中「前条第一項の通商産業省令で定めるものの以外のも」とあるのは「通商産業省令で定めるもの」と、同条第二項中「前条第三項各号」とあるのは「第二十七条の二第三項第二号」と読み替へるものとする。

第三十九条の見出し中「ガス事業者以外の者」を削り、同条中「ガス事業者以外の者であつて、ガスを供給する事業を行なうもの又は自ら製造したガスを使用する事業を行なう者」を「準用事業者」に改め、同条の次に次の一章を加える。

第五章 ガス用品
第一節 検定等

(定義)
第三十九条の二 この法律において「ガス用品」とは、主として一般消費者等(液化石油ガス法

第二条第二項に規定する一般消費者等をいう。
がガスを消費する場合に用いられる機械、器具又は材料（同条第四条に規定する機械、器具又は材料を除く。）であつて、政令で定めるものをいう。

（検定等）

第三十九条の三 ガス用品の販売の事業を行なう者は、通商産業大臣又は通商産業大臣が指定した者（以下「指定検定機関」という。）が行なう検定を受け、これに合格したものととして第三十九条の五の規定により表示が附されているもの又は第三十九条の十二の規定により表示が附されているものでなければ、ガス用品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。ただし、輸出用その他特定の用途に供するガス用品を販売し、若しくは販売の目的で陳列する場合において通商産業大臣の承認を受けたとき、又は第三十九条の十一第一項ただし書の承認に係るガス用品を販売し、若しくは販売の目的で陳列する場合は、この限りでない。

（検定の申請）

第三十九条の四 ガス用品について前条の検定（以下単に「検定」という。）を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣又は指定検定機関に申請書を提出しなければならない。

（合格及び表示）

第三十九条の五 通商産業大臣又は指定検定機関は、前条の申請に係るガス用品について通商産業省令で定める方法により検定を行ない、これが通商産業省令で定める技術上の基準に適合しているときは検定に合格したものととし、これに通商産業省令で定めるところにより表示を附さなければならない。

（表示の制限）

第三十九条の六 何人も、前条又は第三十九条の十二の規定により表示を附する場合を除くほか、ガス用品にこれらの表示又はこれらと紛ら

わしい表示を附してはならない。

第二節 製造事業者の登録及びガス用品の型式等

（登録）

第三十九条の七 ガス用品の製造の事業を行なう者は、通商産業省令で定めるガス用品の製造の事業の区分に従い、通商産業大臣の登録を受けることができる。

（ガス用品の型式の承認）

第三十九条の八 前条の登録を受けた者（以下「登録製造事業者」という。）は、製造しようとするガス用品の型式について、通商産業省令で定める型式の区分に従い、通商産業大臣の承認を受けることができる。

2 通商産業大臣は、前項の承認をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

（指定検定機関の試験）

第三十九条の九 登録製造事業者は、通商産業省令で定める型式のガス用品については、指定検定機関が行なう試験を受けることができる。

（承認の有効期間）

第三十九条の十 第三十九条の八第一項の承認は、三年以上七年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の承認の更新の申請に関し必要な手続的事項は、通商産業省令で定める。

（基準適合義務等）

第三十九条の十一 第三十九条の八第一項の承認を受けた登録製造事業者が当該承認に係る型式のガス用品を製造する場合においては、第三十九条の五の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するようにしなければならない。ただし、輸出用その他特定の用途に供するガス用品を製造する場合において通商産業大臣の承認を受けたとき、又は試験用に製造する場合は、この限りでない。

2 前項の登録製造事業者は、通商産業省令で定

めるところにより、その製造に係る同項のガス用品（同項ただし書の規定の適用を受けて製造されるものを除く。）について検査を行ない、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

（表示）

第三十九条の十二 第三十九条の八第一項の承認を受けた登録製造事業者は、当該承認に係る型式のガス用品を製造したときは、通商産業省令で定めるところにより、これに表示を附することができる。

（表示の禁止）

第三十九条の十三 通商産業大臣は、第三十九条の八第一項の承認を受けた登録製造事業者が製造したガス用品であつて、当該承認に係るもの（第三十九条の十一第一項ただし書の適用を受けて製造されたものを除く。）が第三十九条の五の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していない場合において、災害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、当該登録製造事業者に対し、一年以内の期間を定めて前条の規定による表示を附することを禁止することができる。

（準用等）

第三十九条の十四 液化石油ガス法第四十三条第二項及び第三項、第四十四条から第四十七条まで、第五十三条、第五十五条並びに第五十七条の規定は、ガス用品の製造事業者の登録に準用する。この場合において、同法第四十三条第二項中「前項」とあり、同法第四十四条中「前条第一項」とあり、同法第四十五条及び第四十七条第一項中「第四十三条第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の七」と、同法第四十四条第一号中「この法律」とあるのは「ガス事業法」と読み替へるものとする。

2 液化石油ガス法第四十八条から第五十二条まで、第五十四条、第五十六条、第六十条第二項及び第三項並びに第六十五条の規定は、登録製

造事業者に準用する。この場合において、同法第四十八条第一項及び第五十四条第四号中「第四十三条第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の七」と、同条第一号中「第三十九条」とあるのは「ガス事業法第三十九条の三」と、「第四十二条」とあるのは「ガス事業法第三十九条の六」と、同条第三号中「第六十四条」とあるのは「ガス事業法第三十九条の十三」と、同法第六十条第二項中「前項」とあり、同条第三項中「第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の九」と、同項中「第四十一条」とあるのは「ガス事業法第三十九条の五」と、同法第六十五条第二号中「第六十二条第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の十一第一項」と読み替へるものとする。

3 液化石油ガス法第五十八条第二項及び第三項、第五十九条、第六十六条並びに第六十七条の規定は、ガス用品の型式の承認に準用する。この場合において、同法第五十八条第二項中「前項」とあり、同条第三項中「第一項」とあり、同法第五十九条中「前条第一項」とあり、同法第六十六条及び第六十七条中「第五十八条第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の八第一項」と、同法第五十九条中「第六十条第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の九」と、同条第一号中「第四十一条」とあるのは「ガス事業法第三十九条の五」と、同条第二号中「第六十二条第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の十一第一項」と読み替へるものとする。

4 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

1 第三十九条の八第一項の承認を受けた登録製造事業者が、前項の承認に係る型式のガス用品を製造する場合において、同法第四十三条第二項中「前項」とあり、同法第四十四条中「前条第一項」とあり、同法第四十五条及び第四十七条第一項中「第四十三条第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の七」と、同法第四十四条第一号中「この法律」とあるのは「ガス事業法」と読み替へるものとする。

一 前項において準用する液化石油ガス法第六十六條の規定により承認が効力を失つたことを確認したとき。

二 前項において準用する液化石油ガス法第六十七條の規定により承認を取り消したとき。

第三節 指定検定機関

(指定)

第三十九條の十五 第三十九條の三の指定は、通商産業省令で定める区分ごとに、検定及び第三十九條の九の試験(以下「検定等」という。)を行なうとする者の申請により行なう。

2 通商産業大臣は、第三十九條の三の指定をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(準用等)

第三十九條の十六 液化石油ガス法第六十九條から第七十五條まで、第七十九條、第八十條及び第八十一條第二項の規定は、指定検定機関に準用する。この場合において、同法第六十九條、第七十條及び第八十條第六号中「第三十九條」とあるのは「ガス事業法第三十九條の三」と、同法第六十九條第一号中「この法律」とあるのは「ガス事業法」と読み替へるものとする。

2 液化石油ガス法第七十六條から第七十八條までの規定は、指定検定機関の役員又は職員に準用する。この場合において、同法第七十七條中「この法律」とあるのは、「ガス事業法」と読み替へるものとする。

3 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第一項において準用する液化石油ガス法第七十二條の規定による届出があつたとき。

二 第一項において準用する液化石油ガス法第七十四條の許可をしたとき。

三 第一項において準用する液化石油ガス法第八十條の規定により指定を取り消し、又は検定等の業務の停止を命じたとき。

第四十條第一項中「又は認可」を「認可又は

承認」に改め、同条第二項中「若しくは認可」を「認可若しくは承認」に、且つ、当該ガス事業者その他の者を「かつ、当該許可、認可又は承認を受ける者」に改め、同条の次に次の四條を加える。

(消費機器に関する周知及び調査)

第四十條の二 ガス事業者は、ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具(以下「消費機器」という。)を使用する者に対し、ガスの使用に伴う危険の発生防止に關し必要な事項であつて通商産業省令で定めるものを周知させなければならない。

2 ガス事業者は、通商産業省令で定めるところにより、その供給するガスに係る消費機器が通商産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査しなければならない。ただし、その消費機器を設置し、又は使用する場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。

3 ガス事業者は、前項の規定による調査の結果、消費機器が同項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、遅滞なく、その技術上の基準に適合するようにするためにとるべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知しなければならない。

4 ガス事業者は、その供給するガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その供給するガスの使用者からその事実を通知され、これに対する措置をとることを求められたときは、すみやかにその措置をとらなければならない。自らその事実を知つたときも、同様とする。

5 ガス事業者は、通商産業省令で定めるところにより、帳簿を備へ、第二項の規定による調査及び第三項の規定による通知に關する業務に關し通商産業省令で定める事項を記載し、これを

保存しなければならない。

(基準適合命令)

第四十條の三 通商産業大臣は、消費機器が前条第二項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その所有者又は占有者に対し、その技術上の基準に適合するように消費機器を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることが出来る。

(地方ガス事業調整協議会)

第四十條の四 通商産業局に、地方ガス事業調整協議会を置く。

2 地方ガス事業調整協議会(以下「協議会」という。)は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、通商産業局長の諮問に應じてガス事業の開始に係る紛争の処理その他のガス事業者の事業活動の調整に關する重要事項を調査審議し、及びこれに關し必要と

認める事項を通商産業局長に建議する。

第四十條の五 協議会は、委員七人以上で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、通商産業局長が任命する。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 臨時委員は、当該特別の事項に關する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

6 この法律に定めるもののほか、協議会に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第四十一條中「左の」を「次の」に改め、同条の表を次のように改める。

手数料を納付しなければならない者	金額
一 第二十七條の四第一項の検査を受けようとする者	七万円
二 第二十七條の六の検査を受けようとする者	七千円
三 国家試験を受けようとする者	八百円
四 ガス主任技術者免状の交付を受けようとする者	三百円
五 ガス主任技術者免状の再交付を受けようとする者	二百円
六 第三十二條第三項第二号の規定による認定を受けようとする者	八百円
七 第三十七條の七第二項において準用する第二十七條の四第一項の検査を受けようとする者	二万円
八 第三十九條の七の登録を受けようとする者	六千円
九 第三十九條の八第一項の承認又は第三十九條の十第一項の承認の更新を受けようとする者(指定検定機関が行なう試験に合格したガス用品の型式について、これらの承認又は承認の更新を受けようとする者を除く)	十万円
十 指定検定機関が行なう試験を受けようとする者	十万円
十一 第三十九條の十四第二項において準用する液化石油ガス法第五十條の規定による登録証の訂正又は第三十九條の十四第二項において準用する液化石油ガス法第五十二條の規定による登録証の再交付を受けようとする者	五百円
十二 第三十九條の十四第一項において準用する液化石油ガス法第五十七條の規定による登録簿の謄本の交付を請求しようとする者	百円
十三 第三十九條の十四第一項において準用する液化石油ガス法第五十七條の規定による登録簿の閲覧を請求しようとする者	五十円

第四十一条に次の一項を加える。

2 ガス用品について検定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

第四十五条の次に次の二条を加える。

(ガス工作物検査官)

第四十五条の二 通商産業省に、ガス工作物検査官を置く。

2 ガス工作物検査官は、第二十七条の四(第三十七条の七第二項において準用する場合を含む。)又は第二十七条の六の検査に關する事務に従事する。

3 ガス工作物検査官の資格に關し必要な事項は、政令で定める。

(監査)

第四十五条の三 通商産業大臣は、毎年、一般ガス事業者の事業の監査をしなければならない。

第四十六条中「通商産業大臣」の下に「又は通商産業局長」を加え、「ガスを供給する事業又は自ら製造したガスを使用する事業を行う者」を「ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造若しくは販売の事業を行なう者」に改め、同条に次の一項を加える。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定検定機関に対し、その事業に關し報告をさせることができる。

第四十七条第一項中「通商産業大臣」の下に「又は通商産業局長」を加え、「ガスを供給する事業又は自ら製造したガスを使用する事業を行う者」を「ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造若しくは販売の事業を行なう者」に改め、同条第三項中「第一項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検定機関の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の

物件を検査させることができる。

第四十七条の次に次の二条を加える。

(高圧ガス取締法の適用除外)

第四十七条の二 高圧ガス取締法中高圧ガスの製造又は販売の事業及び高圧ガスの製造又は販売のための施設に關する規定は、ガス事業者及びガス工作物について、適用しない。

(通報等)

第四十七条の三 通商産業局長は、第三十七条の二の許可若しくは第三十七条の七第一項において準用する第十三条第一項の許可をし、又は第三十七条の七第三項において準用する第十四条第一項若しくは第二項の規定による許可の取消しをしたときは、その旨を消防庁長官に通報しなければならない。

2 通商産業大臣は、第三十七条の七第一項において準用する第二十八条第一項の通商産業省令の制定又は改廃をしようとするときは、消防庁長官の意見をきかなければならない。

第四十八条中「第十七条第一項又は」を「第三十七条第一項若しくは」に改め、「処分をしようとするとき」の下に「又は第三十九条の二の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき」を加える。

第四十九条第一項中「通商産業大臣」の下に「又は通商産業局長」を加え、「第二項又は」を「第二項、」に、「の規定」を「第三十九条の十三、第三十九条の十四第二項において準用する液化石油ガス法第五十四条、第三十九条の十四第三項において準用する同法第六十七条若しくは第三十九条の十六第一項において準用する同法第八十条又は第三十七条の七第一項において準用する第十四条第一項若しくは第二項若しくは第十五条第一項若しくは第二項の規定」に、「行わなければ」を「行なわなければ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(指定検定機関の処分についての審査請求)
第四十九条の二 第三十九条の五の規定による指

定検定機関の処分に不服がある者は、通商産業大臣に対して行政不服審査法(昭和三十三年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

第五十条の見出し中「異議申立て」を「不服申立て」に改め、同条中「異議申立て」を「審査請求又は異議申立て」に、「決定を」を「裁決又は決定」に、「前条」を「第四十九条」に改める。

第五十一条中「通商産業大臣」の下に「又は通商産業局長」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(経過措置)

第五十一条の二 この法律の規定に基づき政令又は通商産業省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は通商産業省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

第五十二条第二項を削る。

第五十五条中「第三条」の下に「又は第三十七条の二」を加える。

第五十六条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第十三条第一項」の下に「(第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二号中「第十六条第一項」の下に「又は第三十七条の六第一項」を加え、同条第三号中「第十六条第二項」の下に「又は第三十七条の六第二項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第五十六条の二 第三十九条の十六第一項において準用する液化石油ガス法第八十条の規定による業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定検定機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第五十七条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 第八条第一項(第三十七条の七第一項にお

いて準用する場合を含む。)の規定に違反してガス工作物を変更した者

第五十七条第二号中「ガス事業」を「一般ガス事業」に改め、同条第三号中「第二十條」の下に「(第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第四号中「第二十二條」を「第二十一條第一項」に改め、同条第七号中「第三十二條第一項」を「第三十一條第一項」に、「第三十八條」を「第三十七條の七第一項において、又は第三十八條」に改め、同条を同条第十号とし、同条第六号の次に次の三号を加える。

七 第二十五条の三(第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

八 第二十七条の二第二項の規定に違反してガス工作物の設置又は変更の工事をした者

九 第二十八条第三項(第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)の規定による命令又は処分違反した者

第五十八條中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第二十一條」の下に「(第三十七條の七第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三号を削り、同条第二号中「第三十八條」を「第三十七條の七第一項において、又は第三十八條」に改め、「命令」の下に「又は処分」を加え、同条を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 第二十七條の三第二項(第三十八條の規定により準用する場合を含む。)の規定による命令に違反してガス工作物の設置又は変更の工事をした者

三 第二十七條の四第一項(第三十七條の七第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反してガス工作物を使用した者

第五十八條の二 第三十九條の三の規定に違反してガス用品を販売し、又は販売の目的で陳列した者は、五万円以下の罰金に処する。

第五十九条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第八条第三項」を「第八条第四項（第三十七條の七第一項において準用する場合を含む。）及び第三十七條の七第一項」に、「第三十二條第二項」を「（第三十七條の七第一項において準用する場合を含む。）第二十五條の二第二項若しくは第二項、第二十七條の二第四項若しくは第五項、第三十條第一項若しくは第二項（第三十七條の七第三項において準用する場合を含む。）第三十一條第二項」に、「第三十八條」を「第三十七條の七第一項において、又は第三十八條」に改め、同条第二号中「第十九條」の下に「（第三十七條の七第一項において準用する場合を含む。）又は第二十五條の二第三項」を加え、同条第四号を次のように改める。

四 第二十七條の三第一項（第三十八條の規定により準用する場合を含む。）の規定に違反してガス工作物の設置又は変更の工事をした者第五十九條中第七号を削り、第六号を第十一号とし、同号の前に次の四号を加える。

七 第三十九條の六の規定に違反して表示を附した者
八 第三十九條の十一第二項の規定に違反して検査を行わず、検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつた者

九 第三十九條の十三の規定による禁止に違反した者

十 第四十條の二第五項の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

第五十九條第五号中「第三十七條」を「第三十條第三項（第三十七條の七第三項において準用する場合を含む。）第三十七條」に、「第三十八條」を「第三十七條の七第一項において、又は第三十八條」に、「の規定による」を「又は第四十條の三の規定による」に改め、同号を同条第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

五 第二十七條の六又は第四十七條第一項若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
第五十九條の次に次の一条を加える。

第五十九條の二 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定検定機関の役員又は職員は、一万円以下の罰金に処する。

一 第三十九條の十六第一項において準用する液化石油ガス法第七十四條の許可を受けないで検定等の業務の全部を廃止したとき。

二 第三十九條の十六第一項において準用する液化石油ガス法第八十一條第二項の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

第六十一條中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第九條」を「第八條第二項若しくは第九條（これらの規定を第三十七條の七第一項において準用する場合を含む。）又は第三十九條の十四第二項において準用する液化石油ガス法第四十八條第二項、第四十九條若しくは第五十一條」に改め、同条第二号中「第二十六條」の下に「（第三十七條の七第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の一号を加える。

四 第三十九條の十四第二項において準用する液化石油ガス法第五十六條の規定に違反して登録証を返納しなかつた者

附則
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過規定）
第二条 この法律の施行の際現に高圧ガス取締法第五條第一項又は第六條の許可を受けて改正後の第二條第三項に規定する簡易ガス事業に相当する事業を営んでいる者は、この法律の施行の

日から六十日間（次項の規定による届出をしたときは、その届出をした時までの間）は、改正後の第八條第一項又は第三十七條の二の許可を受けず、従前の例によりその事業を営むことができる。

2 前項に規定する者は、同項に規定する期間内に、通商産業省令で定めるところにより、改正後の第三十七條の三第一項各号の事項その他の通商産業省令で定める事項を通商産業大臣又は通商産業局長に届け出たときは、当該簡易ガス事業に相当する事業を営むことについて、それぞれ改正後の第八條第一項又は第三十七條の二の許可を受けたものとみなす。

3 改正後の第二十條（改正後の第三十七條の七第一項において準用する場合を含む。）の規定は、前項の規定により許可を受けたものとみなされた者については、同項の規定による届出をした日から六十日間は、適用しない。

第三条 この法律の施行の際現に改正後の第二條第一項に規定する一般ガス事業に相当する事業を営んでいる者に関する改正後の第二十五條の二第一項の規定の適用については、同項中「当該年度の開始前」とあるのは、「ガス事業法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第号）の施行後遅滞なく」とする。

第四条 この法律の施行の日から三十日以内に改正後の第二條第一項に規定する一般ガス事業の用に供するガス工作物の設置又は変更の工事をしようとする者に関する改正後の第二十七條の三第一項の規定の適用については、同項中「工事の開始の日」の三十日前までに」とあるのは、「（あらかじめ）」とする。

第五条 改正後の第二條第一項に規定する一般ガス事業の用に供するガス工作物であつて、この法律の施行の際現にその設置又は変更の工事をしているものに関する改正後の第二十七條の四の規定の適用については、同条第二項第一号中「第二十七條の二第二項又は第二項の認可を受

けた工事の計画（同項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）とあるのは、「ガス事業法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第号）による改正前の第三條又は第八條第一項の許可に係るガス工作物の設置又は変更の工事にあつては同法による改正後の第三條又は第八條第一項の許可、同法による改正後の同項の許可に係るものにあつては同法による改正後の同項の許可を受けたところ」とする。

第六条 この法律の施行の際現に改正後の第二條第五項に規定するガス事業に相当する事業を営んでいる者に関する改正後の第三十條第一項（改正後の第三十七條の七第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第三十條第一項中「事業の開始前」とあるのは、「ガス事業法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第号）の施行後（同法附則第二條第二項の規定により第三十七條の二の許可を受けたものとみなされた者にあつては、同法附則第二條第二項の規定による届出をした日後）遅滞なく」とする。

第七條 附則第二條第一項に規定する者が同条第二項の規定による届出をした際現にその者によつて従前の例により高圧ガス取締法第二十八條第二項の規定による販売主任者として選任されている者は、この法律の施行の日から九月間、改正後の第三十一條第一項の規定によりガス主任技術者として選任されたものとみなす。

（罰則の適用）
第八条 この法律の施行前にした行為及び附則第二條第一項の規定により従前の例によることとされる改正後の第二條第三項に規定する簡易ガス事業に相当する事業に係るこの法律の施行な後にした行為に対する罰則の適用については、お従前の例による。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正等）

第九條 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「容器内」の下に「又はその容器に附屬する気化装置内」を加え、同條第三項を次のように改める。

3 この法律において「液化石油ガス販売事業」とは、液化石油ガスを一般消費者等に販売する事業（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二條第五項のガス事業及び同法第二十三條の許可を受けて行なう事業を除く。）をいう。

第十三條中「液化石油ガス販売事業者は」の下に「その販売の方法が政令で定める供給設備を用いるものである場合を除き」を加える。

第十四條第三号中「液化石油ガス」の上に「前條に規定する供給設備又は」を加える。

2 この法律の施行の際現に前項の規定による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）第二條第三項に規定する液化石油ガス販売事業に相当する事業につき高压ガス取締法第五條第一項又は第六條の許可を受けている者については、液化石油ガス法附則第二條の規定を準用する。この場合において、同條第一項中「第三條第一項」とあり、同條第二項中「同條第一項」とあるのは、「第三條第一項又は第八條第一項」と読み替へるものとする。

3 液化石油ガス法第十一條の規定は、前項において準用する同法附則第二條第二項の規定により許可を受けたものとみなされた者が当該許可に係る事業を行なう場合には、この法律の施行の日から一年間は、適用しない。

4 第二項において準用する液化石油ガス法附則第二條第一項の規定により従前の例によることとされる改正後の同法第二條第三項に規定する液化石油ガス販売事業に相当する事業に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用

については、なお従前の例による。

（地方税法の一部改正）

第十條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三百四十八條第二項第六号の三中「第六条」の下に「ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三條若しくは第三十七條の二」を加える。

第三百四十九條の三第三項中「（昭和二十九年法律第五十一号）」を削り、「ガス事業法（一般ガス事業）」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第十一條 租税特別措置法（昭和三十一年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

三十四 ガス事業の許可又はガスの供給区域若しくは供給地点の変更の許可

（一）ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三條（事業の許可）の一般ガス事業の許可又は同法第八條第一項（供給区域等の変更）の供給区域の増加に係る変更の許可（これらの許可を受けている供給区域の属する市町村内における供給区域の増加に係るものを除く。）	
（二）ガス事業法第八條第一項の供給地点の変更の許可（供給地点の増加に係るものに限る。）又は同法第三十七條の二（事業の許可）の簡易ガス事業の許可	
許可件数	一件につき 三万円
許可件数	一件につき 五千元

（大気汚染防止法の一部改正）

第十四條 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二十七條中「第二條第二項」を「第二條第七項」に改める。

（騒音規制法の一部改正）

第十五條 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一條中「第二條第二項」を「第二條第七項」に改める。

（通商産業省設置法の一部改正）

第十六條 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

二十六号）の一部を次のように改正する。

第四十三條第一項の表法人の欄中「ガス事業」を「一般ガス事業」に改める。

（法人税法の一部改正）

第十二條 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四十五條第一項第二号中「第二條第一項」を「第二條第五項」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第十三條 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三十四号を次のように改める。

第十六條第四号及び第二十七條第十四号中「電気用品」の下に「ガス用品」を加える。

第三十條の次に次の一條を加える。

第三十條の二 通商産業局に、附屬機関として、地方ガス事業調整協議会を置く。

2 地方ガス事業調整協議会については、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の定めるところによる。